

■保険金をお支払いする傷害事故の範囲は下記のとおりとなります〔○ 補償されます / × 補償されません〕

| 傷害事故の<br>範囲 | 保険金をお支払いする傷害事故   |               |                  |        |
|-------------|------------------|---------------|------------------|--------|
|             | 自転車に係る<br>事故（注1） | 左記以外の<br>交通事故 | 交通乗用具<br>（注2）の火災 | その他の事故 |
| 交通傷害        | ○                | ○             | ○                | ×      |

（注1）「被保険者が自転車に乗っている間の事故」「自転車に乗っていないときに運行中の自転車と衝突・接触した事故」をいいます

（注2）交通乗用具とは、電車・バス・自動車などの乗物をいいます

■補償内容は下記のとおりとなります

| 保険金の種類                    | 保険金をお支払いする場合  | お支払いする保険金の額  | 保険金をお支払いできない主な場合  |
|---------------------------|---|--|---|
| 死亡<br>保険金                 | 事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合   | 200万円<br>（死亡・後遺障害保険金額の全額）<br><br>※ 補償期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金額がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。   | 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>闘争行為、自殺行為、犯罪行為</li> <li>自動車、原動機付自転車を無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故</li> <li>脳疾患、病気または心神喪失</li> <li>妊娠、出産、早産または流産</li> <li>戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動（注1）</li> <li>地震もしくは噴火またはこれらによる津波</li> <li>船舶に搭乗することを職務とする方またはこれらの方の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故</li> <li>職務として交通乗用具への荷物などの積み込み作業、積卸し作業、整理作業をしている間の、その作業に直接起因する事故</li> <li>むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注2）</li> <li>細菌性食中毒・ウイルス性食中毒</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>  |
| 後遺障害<br>保険金               | 事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者に所定の後遺障害が発生した場合   | 200万円<br>（死亡・後遺障害保険金額） ×<br><br>後遺障害の程度に応じた<br>保険金支払割合（4%～100%）<br><br>※後遺障害保険金の額は、補償期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。   | （注1）テロ行為によるケガに関しては、自動セットの特約により、保険金お支払いの対象となります。<br>（注2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。  |
| 入院<br>一時金                 | 事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に免責日数（2日）を超えて入院された場合   | 60,000円<br>（入院一時金額の全額）<br><br>※ 1回の入院につき、1回のお支払いが限度となります。（退院後、再入院した場合は、あわせて1回の入院として取扱います。）   |   |
| 個人賠償<br>責任<br>保険金<br>（特約） | 被保険者が日常生活における偶然な事故や住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 | 損害賠償金の額 - 自己負担額<br>（0円）<br><br>※ 1回の事故につき個人賠償責任保険金額（5,000万円）を限度とし、別枠で所定の費用（損害防止軽減費用等）をお支払いすることがあります。<br>※ 賠償額の決定については、事前に引受保険会社の承認が必要です。<br>※ 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。 | (1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者または被保険者の故意</li> <li>戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動（注）</li> <li>地震もしくは噴火またはこれらによる津波</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>職務遂行に直接起因する損害賠償責任</li> <li>職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>同居する親族に対する損害賠償責任</li> <li>第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>航空機・船舶・車両（人力のものやゴルフ・カートを除きます）の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> （注）テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットの特約により、保険金お支払いの対象となります。 |